

受付番号	8	受付月日	令和6年2月13日 午前11時40分
------	---	------	-----------------------

東郷町議会議長 石橋直季 殿

東郷町議会議員 会派名 無会派
議席番号 14 番氏名 若園ひでこ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No 1-1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 東郷町公式LINEクーポン配信事業について	<p>今年1月10日、LINEの町公式アカウントによる町内の各種店舗で利用できる電子クーポンの定期配信が開始される事業が始まった。その主旨は、当町の魅力発信、町内の消費喚起及び産業振興を図るため、とのこと。</p> <p>(1) 事業執行者について</p> <p>ア 町の公式アカウントでの民間店舗等の広告配信を行うことになる。これは町の日常の対応から考えると異例ではないか。</p> <p>イ クーポン提供者を商工会の入会事業者や入会予定事業者とするならば、商工会が行うべきことと考えるが如何か。</p> <p>(2) クーポン提供者の規定について</p> <p>ア 東郷町商工会の加入事業者や加入予定事業者となっているが、この事業の主旨を鑑みると、加入事業者や加入予定事業者だけとなるのかが理解できない。クーポン提供者の規定を商工会入会事業者や入会予定事業者としているが、クーポン提供者を遠ざけてしまうと考えるが如何か。</p> <p>イ 商工会加入事業者だけでなく、加入予定事業者にも広げたのは何故か。</p> <p>ウ 町内の店舗等事業者には考え方や諸事情によって商工会加入事業者ではない人々が大勢いる。税金（町民税・固定資産税等）の額に違いがあっても、納税者であることには変わりはない。この事業の執行者は納税を受ける側の町であることを鑑みれば、クーポン提供者の規定を商工会入会事業者や入会予定事業者とすることは、なおさらに理解できない。これらの規定を外すべきと考えるが如何か。</p>	担当部長

（注）要旨は、具体的に記載すること。